

輪島市監査公表第 34 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年11月4日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月24日（金） 総務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○毎年、職員の健康診断が実施されている。「自分の健康は自分で守る」というセルフケアの意識を職員一人ひとりが自覚し、心身ともに健康な状態で、市民サービスの質的向上を図るうえでも重要である。引きつづき本市職員衛生管理要綱等の下、全課の職員体制の状況を把握し、各種業務が効率的・迅速に執行されるような環境づくりに努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。